

# 東大阪市政だより

発行:東大阪市経営企画部広報広聴室広報課 〒577-8521 東大阪市荒本北50番地の4  
電話:06-4309-3000、FAX:06-4309-3821 ホームページ <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/>



いつも散歩に連れていって  
くれる飼い主さんは、きちん  
と  
ほくのは片付けのことができな  
いから、飼い主さんご自身でも感謝  
してねえだ。  
ほら、みんなが拾えば  
すてきなまちになるんだよ。

## 飼い犬のふんの持ち帰りを義務化 まちの美化条例を一部改正

市は、飼い主のマナーの向上と美しいまちづくりのため、「東大阪市まちの美化に関する条例」の一部を改正し、平成19年10月1日から施行します。

この条例では飼い主が守るべきルールとして、公共の場所で飼い犬がふんをしたときは、回収し持ち帰らなければならないと定めています。

市では、10月1日からふんを持ち帰らない飼い主に対して持ち帰るように指導し、指導後も適切な処理をしない場合は、文書によって処理命令を出します。この命令に従わない場合は、5万円以下の過料を科すことができます。

この条例の改正は過料を取ることが目的ではなく、マナーの向上と街の美化を図るために取り組むものです。

飼い主みんながふんを持ち帰れば、公共の場所が汚れたり、ふんを踏んだりして不快になるようなことはありません。周囲に迷惑をかけないよう、飼い主は次のことを守りましょう。▷散歩するときは、ふんを取る用具(スコップ・袋など)を携帯する▷ふんは必ずその場で拾い、持ち帰る

問合せ ▷動物指導センター 072(963)6211、FAX072(963)1644  
▷食品衛生課 072(960)3803、FAX072(960)3807

みんなが拾えば

みなさんの真心を被災地へ  
新潟県中越沖地震義援金  
市では、7月16日に発生した新潟県中越沖地震の被災者を支援するため、公共施設に募金箱を設置していただくこと、計四十四万七千二百二十八円の義援金が集まりました。日本赤十字社を通して全額を被災地へ送金します。みなさんのご協力ありがとうございました。  
なお、日本赤十字社で  
3820

### みなさんの真心を被災地へ 新潟県中越沖地震義援金

は郵便振替による義援金を来年1月16日まで受け付けています。くわしくは日本赤十字社ホームページ(<http://www.jrc.or.jp/sanka/help/news/1247.html>)をご覧ください。  
問合せ 危機管理室  
06(4309)3130、FAX06(4309)3820

## 必ず投票を 9月23日(日)市議会議員選挙

9月23日(日)は東大阪市議会議員選挙の投票日です。あなたの大切な一票をいかにするために、必ず投票に行きましょう。  
【投票所の変更】  
第三〇七投票区の投票所が、東大阪大学から西堤小学校に戻ります。  
該当地区は、新喜多二丁目(六番九〜三三番)、西堤全域、西堤楠町全域、西堤西全域、西堤本通西一(六番・七番一〇〜二六番)・二・三丁目、西堤本通東二・三丁目、西堤学園町二・三丁目、御厨一(五番)・二・三丁目(七番一〜五号・八番・九番)、御厨西ノ町一(四・五番)・二丁目  
問合せ 選挙管理委員会事務局 06(4309)3288、FAX06(4309)3849



# 新しい保険証を

## 9月中旬に送付します

### 国民健康保険



新しい保険証(空色、退職被保険者証はラベンダー色)を9月中旬に配達記録郵便で送付します。有効期限は来年9月30日です。

配達には郵便局が行い、配達する家庭に在宅している方に直接手渡します(受領印が必要)。不在の場合は郵便局に七日間程度保管され、それ以降は国保保険料課に差し戻されますので、ご注意ください。

保険証が届いたら、名前住所などの記載内容に誤りがないかを確認してください。なお、古い保険証は市に返却してください。

【75歳以上の方を含む世帯の有効期限は3月31日】

来年4月からの「後期高齢者医療制度」の創設により、75歳以上(65歳以上で一定の障害がある方を含む)の老人保健制度対象者がいる世帯は、保険証の有効期限が来年3月31日までとなります。

75歳(一部65歳)以上の方には来年3月下旬ごろに、一人に一枚ずつの「仮称(後期高齢者医療被保険者証)」が、大阪府後期高齢

【退職者医療制度改正】

これまで退職者医療制度の資格は、一定期間会社勤めをした方で、年金の受給権が発生した日から75歳まででした(来年3月31日までは同様)。来年4月から制度の改正により、期限の年齢が65歳に引き下げられます。

これにより、退職被保険者証の交付世帯について

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

は、すでに65歳以上の方がいる世帯は来年3月31日までとなります。また、来年4月2日以降9月1日まで65歳に到達する方がいる世帯は、誕生月の月末(1日生まれの方は前月まで)が有効期限となります。

なお、いずれも有効期限が切れる期日までは新しい保険証を郵送します。

【退職者医療制度改正】

これまで退職者医療制度の資格は、一定期間会社勤めをした方で、年金の受給権が発生した日から75歳まででした(来年3月31日までは同様)。来年4月から制度の改正により、期限の年齢が65歳に引き下げられます。

これにより、退職被保険者証の交付世帯について

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

## 北部環境事業所管内 (一部を除く) 家庭ごみ収集を民間委託

9月20日(木)から、北部環境事業所管内(一部を除く)で、家庭ごみ収集の民間委託が始まります。

収集日などの変更はありませんので、これまでどおり午前9時(不燃の小物は午後1時)までに決められた場所にごみを出してください。

問合せ先 環境事業課  
06(4309)3200、FAX06(4309)3818

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

【育児休業給付の給付率を五〇割に】

育児休業給付の給付率を、休業前賃金の四〇割から五〇割に引き上げます。

対象は、平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方です。

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要

【教育訓練給付の要件内容が変わります】

これまで被保険者期間

## 行政なんでも相談会

### 住宅・登記・税金・年金など

10月15日(月)から21日(日)までの行政相談週間の行事として、市と行政相談委員、近畿管区行政評価局の共催で「行政なんでも相談会」を開催します。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

とき 10月12日(金) 午前10時～午後4時(受付は午後3時30分まで)

ところ 市民会館大集会室(三階)

相談内容 介護保険、教育一般、宅地建物登記、税金、国民年金、建築基準、上下水道、公害、建物などの売買取引・賃貸借、不法駐車・駐車・通行規制などの交通、不当販売などに関するもの

相談員 法務局、国税局、東大阪社会保険事務所、布施警察署、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府宅地建物取引業協会、大阪建築士事務所協会、近畿管区行政評価局、東大阪市(関係部局)、行政相談委員

問合せ先 近畿管区行政評価局 06(6941)8358

市政情報相談課 06(4309)3104、FAX06(4309)3801

## 福祉の出張相談

### コミュニティソーシャルワーカー

市内十一か所の施設に「いきいきネット相談支援センター」を設け、地域での支援を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親などの相談に応じる「コミュニティソーシャルワーカー」を配置しています。

【コミュニティソーシャルワーカーの出張相談】

を、10月から来年3月1月を除く、まで各市民プラザで行います。

福祉に関する相談など、ぜひご利用ください。

とき・ところ

- うづうプラザ(日下) 第三水曜日
- みやまなみプラザ(四條) 第一火曜日
- マグリーンパル(中鴻池) 第一金曜日
- 若江 若江駅前 第一月曜日
- 若江 若江駅前 第一月曜日
- 若江 若江駅前 第一月曜日
- 若江 若江駅前 第一月曜日

募集施設数 4ヶ所

募集要件

- △施設の設置主体が社会福祉法人などであること
- △配置するコミュニティソーシャルワーカーは社会福祉士、介護支援専門員などの資格を有する者で、大阪府の養成研修を受講すること
- △施設内に相談スペースを確保すること

申込・問合せ先 健康福祉企画課 06(4309)3181、FAX06(4309)3815

【受給資格要件が変わります】

これまで雇用保険の受給要件には、週の所定労働時間により区分がありましたが、これをなくし一本化します。

今後、雇用保険の基本手当を受給するには週の所定労働時間の長短にかかわらず、離職前二年間に十二か月あることが必要



## 保健所・センターだより

東=072(982)2603  
FAX 072(986)2135  
中=072(965)6411  
FAX 072(966)6527  
西=06(6788)0085  
FAX 06(6788)2916  
※車でのご来場はご遠慮ください

### 健康相談

とき・ところ ▶9月19日(水) 午前10時~11時=はすの広場(近江堂) ▶25日(火) 午後1時30分~3時=大蓮公民分館 ▶26日(水) 午前10時~11時=ももの広場(楠根・乳幼児のみ) 対象・内容 ▶乳幼児=身体計測、育児相談 ▶老成人=血圧測定、検尿  
申込・問合せ先 西保健センター

### プレパパ・プレママの会

2人で子育てを楽しむヒントの講話と、お風呂の入れ方を学びます。プレ仲間もつくってみませんか。 とき 9月21日(金) 午後1時30分から 対象 妊婦とそのパートナー  
ところ・申込・問合せ先 東保健センター

### 難病講演会

とき 10月5日(日) 午後2時~4時 ところ 保健所 内容 講演「多発性硬化症の治療と療養生活について」 入野医院総合めまいセンター 齋田孝彦さん  
申込・問合せ先 健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809

### 禁煙宣言教室「吸うもんか〜」

健康かタバコかを選ぶのはあなたです。保健師が個別に相談にのり、禁煙をサポートします(日程は調整)。ニコチンの依存度などをまずチェックし、禁煙のコツを伝授します。  
禁煙で頭も体もすっきりしましょう。  
申込・問合せ先 東・中・西保健センター

## ポリオの集団予防接種

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 10月1日(月) | (東)東保健センター<br>(中)中保健センター                           |
| 2日(火)    | (東)石切公民分館                                          |
| 3日(水)    | (西)荒本第3集会所                                         |
| 4日(木)    | (中)盾津鴻池公民分館分室                                      |
| 5日(金)    | (東)縄手南公民分館<br>(西)市民会館展示室                           |
| 10日(水)   | (東)孔舎衛公民分館                                         |
| 11日(木)   | (中)盾津東公民分館                                         |
| 12日(金)   | (西)はすの広場(近江堂)                                      |
| 15日(月)   | (東)東保健センター<br>(中)中保健センター<br>(西)八戸の里小学校             |
| 17日(水)   | (中)英田公民分館                                          |
| 18日(木)   | (中)盾津鴻池公民分館分室                                      |
| 19日(金)   | (西)ももの広場(楠根)                                       |
| 22日(月)   | (東)東保健センター<br>(西)大蓮小学校                             |
| 26日(金)   | (西)長瀬診療所                                           |
| 29日(月)   | (東)東保健センター<br>(中)中保健センター                           |
| 30日(火)   | (西)西保健センター                                         |
| 31日(水)   | (西)森河内公民分館                                         |
| 受付時間     | (東)午後2時~3時15分<br>(中)午後1時30分~2時45分<br>(西)午後2時~3時15分 |
| ・        | は予約 先着順 が必要な会場                                     |

6週間以上の間隔をあけて、2回接種が必要です。なお、日程、場所などは表のとおりです。  
次回は来年4月に実施します。 対象 生後3か月~7歳6か月未満 できるだけ、1歳6か月までに接種してください。  
次の場合は接種が受けられません。  
▶37.5度を超える発熱や重い急性疾患、感染症にかかっているとき ▶麻しん(はしか) 風しん、BCGの予防接種を受けてから4週間がたたないとき、または三種混合予防接種を受けてから1週間がたたないとき ▶下痢をしているとき ▶医師が不適当と判断したとき  
基礎疾患がある方や、発育上の問題で通院や医師の指導を受けている方、過去1年間にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方、免疫状態の異常を指摘されたことがある方は、主治医の意見書または証明書が必要です。 予防接種手帳を持っている方は、「ポリオ予診票」に記入の上、予防接種手帳と母子健康手帳、筆記用具を持参。  
車での来場はご遠慮ください。  
申込・問合せ先 東・中・西保健センター

## 過去の病気ではありません

9月24日~30日は結核予防週間です

「国民病」と言われた結核も、きちんと治療すれば完治する時代になりました。しかし依然として日本最大の感染症です。  
一人ひとりが結核の正しい知識を身に付けることは、自分だけでなく、家族や周りの人の健康も守ることになります。この機会に無料検診を受けましょう。

### 結核とはどんな病気?

結核とはおもに肺に炎症を起こす病気です。結核患者がせきやくしゃみをする時、結核菌が空気に飛び散りその空気を吸うことで感染します。結核菌を吸い込み体内に菌が閉じ込められた状態が「感染」です。身体の免疫や抵抗力が落ちたときに菌が活動し、症状が現れると「発病」です。発病するのは感染した人の一割で発病しないままの人もいます。万一、結核を発病しても六ヶ月間の規則的に薬を飲めば治癒します。

### 長引くせきに注意

風邪のようで風邪ではないのが結核です。次の症状が出現したら注意してください。  
▽睡眠を十分にとる 適度にスポーツをする バランスのとれた食事を摂る 長引くせき、微熱、倦怠感が続く「変だな」と思ったら病院へ行く

### 週間に無料検診

次の日程で結核無料検診を行います(予約不要)。  
とき・ところ ▶9月25日(火) 午前10時~11時 東保健センター ▶25日(火) 午前10時~11時30分 イズミヤ若江岩田店 ▶26日(水) 午後1時30分~2時30分 中保健センター ▶27日(木) 午前10時~11時30分 山崎北側 ▶28日(金) 午前9時30分~10時30分 西保健センター ▶28日(金) 午後1時30分~3時 小阪駅南側  
問合せ先 健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809

## 行楽シーズンの食中毒にご注意を!!



秋の行楽シーズンが到来しました。この季節は、真夏に比べて気温は低くなりますが、食中毒菌が増えるにはまだまだ十分な温度です。また、夏の猛暑で体力が弱り抵抗力が落ちていることがあります。

### 【お弁当】

運動会や味覚狩り、ハイキングやバーベキューなどに屋外で食事する場合は、次のことに注意してください。  
【お弁当】  
▽必ず当日に作り、十分冷ましてから弁当箱に詰め、車内に放置しない

### 【屋外での調理】

▽食材はクーラーボックスなどに保管する 生肉などは中まで火を通し、はしは食材用と食事に分ける  
【その他】  
▽調理前、食事前には手をきれいに洗う 調理後はなるべく早く食べ、食べ残しを持ち帰って食べない 野菜やきのこを見つけてもむやみに食べない 飲み水など生水はそのまま飲まない

### チャレンジ

## がん検診スタンプラリー

先着300人に健康グッズプレゼント

がん検診を定期的に受けていますか。保健所では市民を対象に「がん検診スタンプラリー」を行います。男性は肺がん、胃がん、大腸がん、女性は乳がん、子宮がん、乳がんの検診を、今年度すべて受診した方先着300人に健康グッズをプレゼントします。  
保健センターで配布する台紙に、がん検診受診の際に医療機関でスタンプを押してもらってください。今年度すでに受診した方や人間ドックなどで受診した方は、確認できるものを持参すれば有効です。  
台紙は、9月21日(金)から10月31日(水)までの間、先着千人に配布します。ぜひ参加してみてください。  
問合せ先 健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809



| 総合相談・権利擁護援助など    |                                                                                                                                                                                                        |                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| サービス・事業名         | 内容                                                                                                                                                                                                     | 問合せ先                                                               |
| 地域包括支援センター       | 高齢者などが要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でも、地域で自立した生活ができるように援助します。要支援・要介護認定を受けていない高齢者には介護予防ケアマネジメントや総合相談・支援、虐待防止の権利擁護援助などを行います。また、地域ケア会議の開催やケアプランを作成します。                                                        | 地域包括支援センター                                                         |
| 在宅介護支援センター       | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように総合相談・支援、介護・福祉サービスなどの利用調整、申請代行などを行います。また、地域包括支援センターと連携して、虐待防止のための支援や地域ケア会議を開催します。                                                                                               | 在宅介護支援センター                                                         |
| 認知症高齢者地域支援事業     | 認知症高齢者が自立した生活ができるよう、相談窓口を周知するとともに、認知症の理解を広げ、認知症高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めます。                                                                                                                                | 地域包括支援センター(基幹型)                                                    |
| 地域福祉権利擁護事業       | 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に不安があり、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な方が適切なサービスを利用できるように援助や代行、支援などを行います。                                                                                                                      | 社会福祉協議会<br>日常生活自立支援センター<br>06(6726)2515<br>FAX06(6726)2464         |
| 成年後見制度           | 裁判所が、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分と認定した方のために、成年後見人などを選任し、財産管理や身上監護面の保護を行います。配偶者や4親等内の親族などが家庭裁判所に申し立てることができますが、利用しない場合は市長が申し立てることができます。利用手続を行う親族などがある場合の成年後見制度利用相談など高齢者の権利擁護のための相談については、地域包括支援センターで行っています。 | 大阪家庭裁判所<br>06(6943)5321<br>地域包括支援センター<br>市長申立てに関する相談＝東・中・西福祉事務所福祉係 |
| 高齢者虐待防止のための支援    | 虐待を受けているおそれのある高齢者に気がついたとき、また自分自身が虐待を受け苦しんでいる方はご相談ください。地域ケア会議の一環として取り組んでいる高齢者虐待防止ネットワークを活用し、市と関係機関が協力して問題解決のために支援を行います。                                                                                 | 地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター<br>東・中・西保健センター<br>東・中・西福祉事務所福祉係           |
| 介護保険事業の円滑な運営確保事業 | 介護サービスを安心して利用できるように、苦情相談を受け付けています。                                                                                                                                                                     | 介護保険なんでも相談<br>06(4309)3191<br>FAX06(4309)3848                      |

| 生きがい・社会参加支援        |                                                                     |                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| サービス・事業名           | 内容                                                                  | 問合せ先                                           |
| 老人クラブ活動助成事業        | 地域で趣味や教養、社会奉仕などの活動を自主的に行っている60歳以上の方たちの組織を支援します。                     |                                                |
| 福祉農園運営事業           | 60歳以上の方または障害者(児)に、土を通じて親睦と健康増進に役立ててもらうため、1年更新で農園を貸し付けています。          | 東・中・西福祉事務所福祉係                                  |
| ふれあい入浴事業           | 65歳以上の方は毎月15日(計12回)に、市内の公衆浴場を割引料金で入浴が楽しめます。                         |                                                |
| 老人大学講座<br>悠友塾・運営事業 | 60歳以上の方が生きがいのある生活を送るための学習の場を提供します(次回の募集は来年4月を予定)                    | 高齢者サービスセンター<br>072(962)3611<br>FAX072(963)2626 |
| はり・きゅう・マッサージ施術事業   | 65歳以上の方は、市内約120か所の施術所で9月の期間中2回の施術を受けることができます(負担額1回1,000円)。          | 高齢介護課<br>06(4309)3185<br>FAX06(4309)3848       |
| 敬老祝品贈呈事業           | 9月15日現在、満77歳、89歳、99歳、100歳の方で6月1日から引き続き市内在住の方に、お祝いの品物を届けます(9月17日ごろ)。 |                                                |
| 就労の生きがいづくり活動支援事業   | 高齢者がその知識や経験をいかして団体で事業を起こし、生きがいづくりと就労を結び付けて活動する場合に、補助金を交付します。        | 福祉法人権推進センター<br>06(6561)4198<br>FAX06(6561)4211 |
| 老人センター事業           | 60歳以上の方に、健康増進や教養の向上、趣味を通じた仲間づくりの場を提供します。                            | 各老人センター                                        |

| 住 宅         |                                                                                                |                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| サービス・事業名    | 内容                                                                                             | 問合せ先                                       |
| シルバーハウジング   | 高齢者が自立し、安全で快適な生活ができるよう、ケアサービスを受けられる公営住宅。生活指導・相談・緊急時対応を行う生活援助員を配置しています。なお、入居者の募集は市政だよりでお知らせします。 | 住宅政策課<br>06(4309)3231～2<br>FAX06(4309)3834 |
| 高齢者向け優良賃貸住宅 | 高齢者のためにバリアフリー化された賃貸住宅で、所得に応じた負担額で入居できます。また、生活指導・相談・緊急時対応を行う生活援助員を配置している住宅もあります。                |                                            |
| 高齢者円滑入居賃貸住宅 | 高齢者であることを理由に入居を拒否しない民間住宅。住宅政策課で一覧を閲覧できます。                                                      |                                            |

| 医療費の制度        |                                                                                                                                                                                                                              |                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| サービス・事業名      | 内容                                                                                                                                                                                                                           | 問合せ先                               |
| 障害者控除対象者認定書交付 | 65歳以上で、要支援・要介護の認定を受けている方または認定を受けていない寝たきりの方に、主治医意見書や医師の診断、職員の調査などによって認定書を交付します。                                                                                                                                               | 東・中・西福祉事務所福祉係                      |
| 所得税の控除        | 障害者控除<br>扶養親族に寝たきり高齢者がいる方は、障害者控除が認められる場合があります。<br>医療費控除<br>・6か月以上寝たきりの方のおむつ代が対象。ただし、その方を治療している医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。<br>・介護保険制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額が対象。ただし、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)のサービスの対価(介護費や食費、居住費)は、支払額の2分の1相当が対象となります。 | 東大阪税務署<br>個人課税第1部門<br>06(6724)0001 |

# 9月 は 高 齢 者 保 健 福 祉 月 間



## 高齢者のための 制度・サービス一覧表

現在実施している高齢者のための制度やサービスを紹介しますので、活用してください。

- ・印は所得に応じて費用負担があり、印は利用料が必要
- ・居宅介護支援事業者など各事業者の一覧表は高齢介護課または行政サービスセンター、東・中・西福祉事務所福祉係に置いています。

問合せ 高齢介護課 06(4309)3185、FAX06(4309)3848



| 地域包括・在宅介護支援センター |                                 | 名 称              | 電話番号                            |
|-----------------|---------------------------------|------------------|---------------------------------|
| 地域包括支援センター      | 在宅介護支援センター                      | なるかわ苑(上六万寺町)     | 072(986)3680<br>FAX072(988)0134 |
|                 |                                 | ピオスの丘(善根寺町1)     | 072(986)0003<br>FAX072(986)9003 |
|                 |                                 | ヴェルディ八戸ノ里(下小阪4)  | 06(6727)0030<br>FAX06(6727)0730 |
|                 |                                 | レーベンズポルト(長栄寺)    | 06(6783)0100<br>FAX06(6783)0441 |
|                 |                                 | 千寿園(南荘町)         | 072(983)7700<br>FAX072(983)7701 |
|                 |                                 | 社会福祉協議会角田(角田2)   | 072(962)3011<br>FAX072(963)0020 |
|                 |                                 | 社会福祉協議会荒川(荒川3)   | 06(6726)2533<br>FAX06(6726)2464 |
|                 |                                 | 福寿苑(出雲井本町)       | 072(985)7771<br>FAX072(985)7722 |
|                 |                                 | メルテルホーム(西岩田4)    | 06(6618)3120<br>FAX06(6787)2037 |
|                 |                                 | アーバンケア島之内(吉田本町1) | 072(960)6070<br>FAX072(960)6080 |
| アーバンケア稲田(稲田新町1) | 06(6748)0008<br>FAX06(6748)0101 |                  |                                 |

| 自立生活支援事業     |                                                                                                   |                                                      |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| サービス・事業名     | 内容                                                                                                | 問合せ先                                                 |
| 生活支援短期宿泊事業   | 特別養護老人ホームまたは養護老人ホームに短期間宿泊し、日常生活上の支援が受けられます。要介護認定で非該当と判定され、支援が必要な高齢者が対象です。                         |                                                      |
| 日常生活用具の給付    | 在宅の一人暮らしの要介護高齢者に日常生活用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)を給付します。なお、火災警報器、自動消火器は低所得者が対象です。                         |                                                      |
| 緊急通報システム     | 一人暮らしの高齢者などが、家庭での事故や突然の病気のとき、ペンダントのボタンを押すと相談センターにつながり、必要に対応をするシステムです。自宅に固定電話があること、近隣に2人の協力員が必要です。 | 東・中・西福祉事務所福祉係<br>地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター            |
| 福祉電話の貸与      | 一人暮らしの高齢者などで電話がない方に、緊急時に連絡するための電話を貸し出します。所得制限あり。通話料金は利用者負担です。                                     |                                                      |
| 訪問整容サービス事業   | 要介護4・5と認定され、理容店に行くことが困難な在宅の高齢者に、理容師が訪問して理容サービスを行います。理容代は利用者負担です。                                  |                                                      |
| 街かどデイハウス運営事業 | 虚弱などにより軽度の援助を必要とする在宅の高齢者に、地域の身近な施設を活用して、住民参加による日帰り援助サービスを提供します。                                   |                                                      |
| 車いす貸出事業      | 一時的に車いすを必要とする高齢者などに原則10日以内で貸し出します。                                                                | 東・中・西福祉事務所福祉係                                        |
| 独居老人訪問相談事業   | 一人暮らし高齢者を訪問して、さまざまな相談に応じます。                                                                       | 社会福祉協議会<br>06(6789)7201<br>FAX06(6789)2924           |
| 住宅改造助成事業     | 高齢者や重度身体障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、住宅改造費を所得に応じて助成します。なお、高齢者は介護認定給付課、重度身体障害者は障害者支援室が行います。            | 介護認定給付課<br>障害者支援室<br>06(4309)3184<br>FAX06(4309)3815 |

| 介護保険事業            |                                                               |                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| サービス・事業名          | 内容                                                            | 問合せ先                                                          |
| 訪問介護(ホームヘルプサービス)  | ホームヘルパーが訪問し、入浴や食事など身の回りの世話をします。                               |                                                               |
| 訪問入浴介護            | 浴槽を積んだ車で訪問し、入浴の介護をします。                                        |                                                               |
| 訪問看護              | 看護師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら病状の観察や床ずれの手当などを行います。                    | 各居宅介護支援事業者<br>各サービス事業者<br>地域包括支援センター                          |
| 訪問リハビリテーション       | 理学療法士などが訪問し、必要なりハビリテーションを行います。                                | 介護認定給付課<br>06(4309)3185<br>06(4309)3189～90<br>FAX06(4309)3814 |
| 在宅居宅療養管理指導        | 医師や歯科医師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。                                 | 要介護認定で、要支援1・2と認定された方は介護予防サービス、要介護1～5と認定された方は介護サービスを利用します。     |
| 通所介護(デイサービス)      | デイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供など日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。                 |                                                               |
| 通所リハビリテーション(デイケア) | 介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能維持・回復のために必要なりハビリテーションが受けられます。         |                                                               |
| 短期入所生活介護(ショートステイ) | 介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴や食事などの介護、日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。            |                                                               |
| 短期入所療養介護(ショートステイ) | 介護老人保健施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、日常生活上の支援や必要な医療が受けられます。 |                                                               |
| 福祉用具の貸与           | 車いすや特殊寝台などを貸与します。ただし、要支援1・2、要介護1の方は対象にならない用具もあります。            |                                                               |
| 福祉用具購入費の支給        | 入浴用いすや腰掛便座など特定の用具購入費を支給します。                                   |                                                               |
| 住宅改修費の支給          | 手すりの取付けや段差の解消など、小規模の住宅改修費を支給します。                              |                                                               |

|                |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食の自立支援(配食)サービス | 調理が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯などで次の①②のいずれかの方に、栄養バランスのとれた食事(昼食)を1食450円まで自宅まで届けます(週4回以内)。<br>①要支援または要介護と認定された方<br>②地域支援事業に基づく特定高齢者と決定され、予防プランに配食サービスを組み込まれた方 | 東・中・西福祉事務所福祉係<br>D東=072(988)3617<br>FAX072(988)3620<br>D中=072(960)3275<br>FAX072(960)3278<br>D西=06(6784)7990<br>FAX06(6784)7677<br>地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター        |
| 在宅老人介護者のつどい    | 家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方に、介護サービスの情報提供や交流を行います(日帰り1泊旅行を開催)。                                                                                                    | 社会福祉協議会                                                                                                                                                            |
| 家族介護慰労金支給事業    | 要介護4・5と認定され、在宅で1年以上(入院日数が90日以内)介護保険の給付を受けていない高齢者を介護している家族の方に、年額10万円の慰労金を支給します。ただし市民税非課税世帯に限る。                                                                | 東・中・西福祉事務所福祉係                                                                                                                                                      |
| 家族介護教室事業       | 要介護高齢者等を介護している家族などに、介護に関する知識、情報などの教室を開催します。                                                                                                                  | 地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター                                                                                                                                           |
| 介護予防特定高齢者施策    | 身体状況が今後要支援・要介護状態になる可能性が高く、介護予防上の支援が必要な特定高齢者を把握・決定し要支援・要介護状態にならないよう、介護予防プログラムを提供します。                                                                          | 地域包括支援センター<br>高齢介護課                                                                                                                                                |
| 介護予防一般高齢者施策    | 65歳以上の高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防に関する知識や運動方法などの教室や啓発を実施します。                                                                                                | 東・中・西保健センター<br>D東=072(982)2603<br>FAX072(986)2135<br>D中=072(965)3411<br>FAX072(966)3527<br>D西=06(6788)0085<br>FAX06(6788)2916<br>地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター<br>高齢介護課 |
| 介護用品支給事業       | 要介護4・5と認定された高齢者(介護保険の利用者負担が第1・2段階の被生活保護者を除く)を在宅で介護している家族の方(市民税非課税世帯に限る)に1か月4,000円以内の紙オムツを支給します。                                                              | 東・中・西福祉事務所福祉係                                                                                                                                                      |

| 施設への入所                      |                                                                              |                                                                                           |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| サービス・事業名                    | 内容                                                                           | 問合せ先                                                                                      |
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所     | 入浴や食事などの介護、機能訓練、健康管理など、日常生活上の支援が受けられます。                                      | 各施設<br>各居宅介護支援事業者<br>対象は要介護認定で要介護1～5と認定された方。なお、認知症対応型共同生活介護で指定介護予防サービスの指定もある場合は要支援2の方も含む。 |
| 介護老人保健施設(看護型)への入所           | 看護、医学的管理下における介護、機能訓練、日常生活上の支援や必要な医療が受けられます。                                  |                                                                                           |
| 介護療養型医療施設への入所               | 療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療などが受けられます。                                  |                                                                                           |
| 認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム) | 軽度の認知症で介護が必要な高齢者が少人数の共同生活により、日常生活上の世話や機能訓練を受けて認知症の進行を遅らせ、自立した生活ができるようになります。  |                                                                                           |
| 養護老人ホーム                     | 環境や経済上の理由により家庭での生活が困難な65歳以上の方が入所できます。                                        | 東・中・西福祉事務所福祉係                                                                             |
| 軽費老人ホーム                     | 環境などの理由により家庭での生活が困難な60歳以上の方が入所できます。生活相談、食事・入浴などのサービスや介護保険の居宅介護支援などが受けられます。   | 各施設                                                                                       |
| ケアハウス                       | 夫婦・単身者用の個室があり、生活相談、食事・入浴サービスや介護保険の居宅介護支援などが受けられます。対象は独立して一人で暮らすには不安な60歳以上の方。 |                                                                                           |

| そ の 他            |                                   |                  |
|------------------|-----------------------------------|------------------|
| サービス・事業名         | 内容                                | 問合せ先             |
| 老人福祉大会           | 市と市老人クラブ連合会の共催で、毎年9月に開催しています。     | 社会福祉協議会<br>高齢介護課 |
| ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどい | ダイヤモンド婚・金婚を迎えた夫婦を祝福するつどいを開催しています。 |                  |



# 催し

## ふれあい健康ウォーキング 鉄道唱歌の旅ウォークカードを配布



累計500km踏破をめざし、ウォーキングのスタートをいっしょに切りませんか。  
とき 10月7日(日) 午前9時から 内容  
▷ウォークカード配布 ▷コーラス「いい日旅立ち」「鉄道唱歌」▷JR「住道駅」までウォーク(約4km) 雨天の場合ウォーキングのみ中止。駐車場は利用できません。

ところ・問合せ グリーンパル(中鴻池) 06(6747)1592、FAX06(6744)2748

## 女性のためのほっとスペース わたしの部屋

心の中のモヤモヤを出会いの中で語り合いませんか。とき 10月12日(金)、26日(金)、11月9日(金)、30日(金)、12月14日(金) 午前10時~正午 対象・定員 市内在住、在勤、在学の女性・各8人(申込先着順) 1歳6か月~就学前幼児の保育あり(1人200円で要予約・定員8人)。

ところ・申込・問合せ イコラム(男女共同参画センター) 072(960)9201、FAX072(960)9207

## 河内音頭で市民総おどり大会

盆踊りを通じて交流を図ろうと、河内音頭や江州音頭の披露をはじめ、オリジナル「東大阪音頭」などの発表をします。ぜひお越しください。とき 9月29日(土)、30日(日) 午後6時~10時30分(小雨決行) 29日午後8時から踊りコンテスト、30日午後1時からカラオケ大会もします(いずれも要申込み)。ところ 花園中央公園内特設ステージ

申込・問合せ 市河内音頭江州音頭協会事務局 072(964)4703 (FAX兼用)

問合せ 文化国際課 06(4309)8155、FAX06(4309)3823

## 歩こう会

とき 10月7日(日)(雨天中止) 布施ビブレ前広場に午前8時30分集合、昼ごろ解散 コース 瓢箪山駅~一里塚~埋蔵文化財センター~往生院~瓢箪山駅 交通費が必要。

問合せ 夢広場(布施駅前) 06(6784)2014 (FAX兼用)

## 恩智川フェスティバル2007

水辺環境について考える恩智川フェスティバルを開催します。とき 9月29日(日) 午前11時~午後3時 ところ 八尾市文化会館(プリズムホール) 内容 水辺水族館、廃油キャンドルづくり、スタンプラリー-景品配布(先着300人)など

問合せ 公害対策課 06(4309)8206、FAX06(4309)3818

## オートタムキャンプ

仲間と山の自然にふれよう。とき 11月10日(土)~11日(日)(1泊2日) 内容 自然クラフト、アウトドアクッキングなど 対象・定員 小学校3~6年生・30人(申込先着順) 費用 8,500円 申込方法 住所、氏名(保護者名も) 電話番号、年齢、学校名などを9月19日(水)午前9時から電話で

ところ・申込・問合せ 自由の森なるかわ 072(986)1551、FAX072(986)1550

# その他

## 市税の納め忘れはありませんか

市・府民税、固定資産税第1・2期分、軽自動車税を未納の方は早急に納付をお願いします。休日納付相談も行っていますので、納付が困難な方は来庁または電話で相談してください。

### 【休日納付相談】

とき 9月29日(土)、30日(日) 午前9時~午後5時

ところ・問合せ 納税課<郵便番号が577の方=06(4309)3150~1、郵便番号が578の方=06(4309)3149、郵便番号が579の方=06(4309)3148>、FAX06(4309)3808

## 働く未来を考える 就業構造基本調査にご協力を

平成19年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。対象となった世帯には9月下旬から10月中旬の間に調査員が伺います。

調査結果は雇用政策や経済政策、学術研究などに利用されます。みなさんの理解と協力をお願いします。

問合せ 統計課 06(4309)3113、FAX06(4309)3825

## 郷土博物館休館のお知らせ

郷土博物館は特別展示準備のため、10月1日(日)から19日(金)まで休館します。

なお、10月20日(土)から特別展示「生駒山 いまむかし」展を開催します。

問合せ 郷土博物館 072(984)6341、FAX072(986)1432

## 秋の全国交通安全運動

### しっかりと ルール守って 事故防止

9月21日(金)から30日(木)までは、「秋の全国交通安全運動」です。

ドライバーは交通ルールを守り、高齢者を見かけたら減速するなど、思いやりのある運転をしましょう。また、幼児を乗せるときはチャイルドシートを着用し、同乗者のシートベルト着用も徹底しましょう。自転車に乗るときも交通ルールを守り、駐輪場を利用するなど放置自転車をなくしましょう。

### 【交通安全市民大会】

交通安全講習会を兼ね、次のとおり行います。とき 9月26日(水)午後1時30分から ところ 東体育館 内容 表彰の式典、大阪府警察音楽隊による吹奏演奏会など

問合せ ▷布施警察署 06(6727)1234 ▷河内警察署 072(965)1234 ▷枚岡警察署 072(987)1234 ▷交通対策室 06(4309)8223、FAX06(4309)8836

# 始めてみませんか 障害者のための教室

市内在住の障害のある方を対象に10月から開きます。ぜひ参加してみませんか。

### 身体障害者のための文化教室

#### 【ししゅう教室】

とき 10月~来年3月の第2・4火曜日 午前10時~正午(計12日間) 定員 20人 材料費が必要。はさみ、針を持参。

#### 【書道教室】

とき 10月~来年3月の第2・4金曜日 午前10時~11時30分(計12日間) 定員 15人 習字道具を持参。

### 身体・知的障害者のための文化教室

#### 【すこやかヨガ教室】

とき 10月~来年3月4日の第1・

3火曜日 午後2時30分~4時(計11日間) 定員 20人 バスタオル、タオルを持参。

### 【コーラス教室】

とき 10月~来年3月6日の第1・3木曜日 午後2時~3時30分(計11日間) 定員 20人 費用 1,600円

### 【手芸教室】

とき 10月~来年3月の第2・4金曜日 午後1時30分~4時(計12日間) 定員 15人 費用 1作品2,000円程度 はさみ、竹串、のりを入れる容器を持参。

定員を超える場合は抽選。申込方法 9月22日(木)までに電話またはファクスで

ところ・申込・問合せ 高井田障害者センター 06(6789)0131、FAX06(6789)2870

# 定例相談

いずれも無料。 祝日・休日は行いません(すこやかテレホン、子育て相談ダイヤルを除く)。

## 法律

弁護士が相談に応じます。

【本庁市民相談室】1週間前から電話で受付 06(4309)3104 ▷月・水・金曜日午後1時~4時、第2火曜日午後5時~8時(申込先着16人)

【巡回法律相談・各行政サービスセンター】1週間前から電話で受付 06(4309)3104 ▷日下=奇数月の第1木曜 ▷四条=第1・3火曜 ▷中鴻池=偶数月の第1木曜 ▷若江岩田駅前=第2・4火曜 ▷楠根=偶数月の第3木曜 ▷布施駅前=第2・4木曜 ▷近江堂=奇数月の第3木曜 いずれも午後1時~4時(申込先着8人)

## 人権法律

【荒本・長瀬人権文化センター】▷荒本=第2火曜 06(6788)7424 ▷長

瀬=第4火曜 06(6720)1701 いずれも午後1時~4時で、予約制

## 中小企業

【中小企業振興会】▷ISOに関する相談=第4火曜 ▷店舗デザイン相談=第4水曜 いずれも午後1時30分~4時で、予約制 06(4309)2301

## パート・労働問題の相談

職業紹介・あっ旋は行いません。【労働雇用政策室】月~金曜日午前9時~午後4時 06(4309)3179

【ユトリート東大阪】月・水・金曜日午前10時~午後5時 06(6721)6000 就職にお困りの方の雇用・就労相談

働く意欲があるのに、さまざまな要因により就職が困難な方の相談に応じます。職業紹介・あっ旋は行いません。

【就労支援センター】▷永和=06(6788)4580 ▷意岐部=06(6784)5811 ▷長瀬=06(6727)1920 いずれも月~金曜の午前9時~午後4時

## よみかき

よみかきに不自由している方の相談に応じます。月~金曜日午前9時~午後5時

30分 06(4309)3279(社会教育課) 女性のための相談

【男女共同参画センター】▷面接相談(予約制)=火・水・土曜(5週目はなし)午前10時~正午、午後1時~4時、第4火曜日午後6時~9時 072(960)8205 ▷電話相談=火~日曜日午前10時~午後4時、金曜日午後6時~9時 072(960)8206 教育・子育て相談など

【教育相談・教育センター内】月~金・第1土曜(1・5・11月は第2土曜)午前9時~午後5時30分、予約制 06(6727)0113

【子どもの悩み相談(保護者・市民専用)】月~土曜日午前9時~午後9時(土曜は午後5時まで) 06(6782)7867

【いじめ・悩み110番(子ども専用)】月~土曜日午前9時~午後9時(土曜は午後5時まで) 06(6732)0110

【すこやかテレホン】▷月・火・水・金曜日午後5時~8時 ▷日曜、祝日午前9時~午後5時 06(6721)9174

【鴻池・長瀬・荒本子育て支援センター】▷来所相談=月曜(鴻池)、水曜(長

瀬)木曜(荒本)午前9時30分~午後4時(予約制)▷電話相談=月~土曜日午前9時30分~午後6時 06(6748)8252(鴻池)、06(6728)1800(長瀬)、06(6788)1055(荒本)

【子育て相談ダイヤル(休日・夜間専用)】072(961)0178 ▷平日=午後5時30分~翌日午前9時 ▷土・日曜、祝日=24時間

## 消費生活

月~金曜日午前9時30分~午後5時(電話相談は午後4時まで、来所時は事前に電話を) 072(965)0102(消費生活センター)

## 交通事故

月・火・水・金曜日午前10時~午後4時(予約制) 06(4309)3223(交通対策室)

## 医療

【地域健康企画課】医療機関利用のための相談に応じます。月~金曜日午前10時~午後4時 072(960)3801

【市立総合病院産婦人科】女性の健康上の悩みに応じます。毎週水曜日午後1時~4時30分(1人30分以内)で予約制 06(6781)5101





# 秋にかけ出そう!



## 東大阪市民健康まつり スポーツコーナー参加者募集

10月28日(日)に、花園中央公園およびその周辺施設で「第十五回東大阪市民健康まつり」を開催します。

このまつりのスポーツコーナーの参加者を募集しますので、家族そろって参加してください(市内在住、在勤、在学の方に限る)。

**【ファミリーマラソン】**  
花園中央公園内を約2km走り、午前11時20分スタート。  
募集人数 四百五十人

**【駅伝】**  
花園中央公園内約十二kmを五人で走ります。午前10時10分スタート。  
対象 △中学生の部  
△一般の部(高校生以上)  
募集チーム数 各二十チーム

**【ミニサッカー】**  
一人チームに二人以上女性を含むこと。  
七人制で午前10時試合開始

**【ドッジボール】**  
午前10時試合開始  
対象 △小学校一〜三年生の部 △小学校四〜六年生の部  
募集チーム数 各十五チーム

**【グラウンドゴルフ】**  
六人制で午前10時30分試合開始  
対象・募集チーム数 小学校四年生以上の方・三十二チーム  
小学生は保護者同伴。

10月28日(日)に、花園中央公園およびその周辺施設で「第十五回東大阪市民健康まつり」を開催します。

このまつりのスポーツコーナーの参加者を募集しますので、家族そろって参加してください(市内在住、在勤、在学の方に限る)。

**【ファミリーマラソン】**  
花園中央公園内を約2km走り、午前11時20分スタート。  
募集人数 四百五十人

**【駅伝】**  
花園中央公園内約十二kmを五人で走ります。午前10時10分スタート。  
対象 △中学生の部  
△一般の部(高校生以上)  
募集チーム数 各二十チーム

**【ミニサッカー】**  
一人チームに二人以上女性を含むこと。  
七人制で午前10時試合開始

**【ドッジボール】**  
午前10時試合開始  
対象 △小学校一〜三年生の部 △小学校四〜六年生の部  
募集チーム数 各十五チーム

**【グラウンドゴルフ】**  
六人制で午前10時30分試合開始  
対象・募集チーム数 小学校四年生以上の方・三十二チーム  
小学生は保護者同伴。

### 体育の日

## 市民スポーツの祭典

10月8日「体育の日」に「市民スポーツ祭典」を開催します。

陸上競技大会をはじめ、リズム体操やソフトテニス、体力・運動能力テスト(下表)、市民生駒山歩こう会など、各会場に分かれて行います。

さわやかな秋の日に、心地よい汗を流しませんか。

10月8日「体育の日」に「市民スポーツ祭典」を開催します。

陸上競技大会をはじめ、リズム体操やソフトテニス、体力・運動能力テスト(下表)、市民生駒山歩こう会など、各会場に分かれて行います。

さわやかな秋の日に、心地よい汗を流しませんか。

**市民生駒山歩こう会**

集合場所 枚岡神社鳥居前

受付時間は、午前8時30分から10時までで、雨天の場合は14日(日)に順延(小雨決行で当日午前6時からテレホンサービスあり)。

コース △神津嶽コース(約二・七km) △集合場所―新豊浦橋―慈光寺―ぼくらの広場 △摂泉コース(約四・四km) △集合場所―新豊浦橋―ぼくらの広場

午後0時30分からぼくらの広場で閉会式を行ったあと、記念バツジを演奏します(閉会式までゲームあり)。時間までに到着してください。

負傷者には応急処置をしますが、以後の責任は負いません。

テレホンサービス・問合せ 青少年スポーツ室

06(43009)3282、06(43009)3282、06(43009)3835

| 行事名        | 会場             | 時間          | 備考                                                  |
|------------|----------------|-------------|-----------------------------------------------------|
| リズム体操      | 東体育館           | 10:30~12:00 | 運動のできる服装で、体育館用靴を持って当日会場にお越しください。                    |
| ソフトテニス     | 三ノ瀬公園庭球場       | 10:00~16:00 | ソフトテニスラケット、テニスシューズ、ボールを持って当日会場にお越しください(雨天中止)。       |
| バドミントン     | 東大阪アリーナ大アリーナ   | 10:00~16:00 | 運動のできる服装で、バドミントンラケット、シャトルコック、体育館用靴を持って当日会場にお越しください。 |
| 陸上競技大会     | 花園中央公園トライスタジアム | 9:00~17:00  | 申し込んだ方は、午前9時までに会場にお越しください(雨天決行)。事前に申込みが必要です。        |
| 体力・運動能力テスト | 東大阪アリーナ小アリーナ   | 13:00~15:00 | 運動のできる服装で、体育館用靴を持って当日会場にお越しください。                    |

功労者表彰を市役所で開催(午前8時30分受付で該当者のみ)。

### 市民会議を開催

## 「もったいない」を考えよう

だれでも自由に参加でき発言できる市民会議を今年も開催します。

第三十一回目の今回は、近年見直されている言葉「もったいない」の視点から、市がより暮らしやすいまちになるよう考えます。

暮らしの中の気づかないムタやその環境への影響、教育における学校・地域・家庭の役割、財政危機下でのタテ割り行政など、さまざまな問題を討論してみませんか。会議で出た意見は、市や関係団体に提言します。

とき 10月8日(日) 午後1時〜4時

ところ 市民会館大集会室

内容 三つの分科会に分かれて討論します。

①交通・環境マナー  
②学校と家庭の役割  
③行政と生活のムタ

定員 二百人(申込先着順)

申込方法 ハガキに

希望の分科会番号(第二希望まで)、住所、氏名、電話番号を書いて郵送(電話、ファクスでも可) 手話通訳、一時保育(1歳〜就学前)を希望する方は、9月28日(金)までに申し込んでください。

申込・問合せ 〒577-8521市役所地域振興室内プランニングチーム 06(43009)3161、FAX 06(43009)3861

### 車両火災が発生



火災が起きた収集車

8月8日、収集を行っていたごみ収集車から、煙が出て火災が発生する事故が起きました。

原因はガスの入ったスプレー缶と思われる。大事には至りませんが、作業員や運転手はもとより、近隣住民にも大きな被害がおよぶ可能性があります。

殺虫スプレーやカートリッジボンベなどのスプレー缶は、中身を完全に使い切り、火の気のない風通しのよい場所で穴を開け、ガスを出し切ってから「かん・びん」の収集日に出してください。

問合せ 環境事業課 06(43009)3200、06(43009)3818

### 火災が多発! コンデンサの点検を



燃えたコンデンサ

正常なコンデンサ

最近、昭和50年以前に製造された「低圧進相コンデンサ」からの火災が多発しています。

低圧進相コンデンサは、電気機器の省エネルギー機器として工場などで使用されています。昭和50年以前に製造されたものは、絶縁劣化による火災発生の危険があります。設置している工場では至急に電気工事士などに相談・点検を依頼し、必要であれば取り替えてください。

問合せ 消防局予防広報課 06(6788)7674、FAX 06(6781)3562